

2026年度 事業計画

◎2026 年事業計画の策定に向けて

令和 8 年度は概成 10 年を迎えて、污水处理分野において大きな転換期となります。なお、能登半島地震や八潮の下水道陥没事故など、近年の災害を受けて、社会環境に大きな変化が生じました。人口減少や施設の老朽化、さらには地震などの災害リスクを踏まえ、総理による国会答弁を契機として、「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太の方針）」にも盛り込まれたことにより、今後の方針に大きな変化が生まれることとなりました。従来、浄化槽は下水道の補完的な施設と位置づけられていましたが、今後は下水道から浄化槽、集落排水から浄化槽への転換が進み、污水处理政策において浄化槽が主役となる時代が到来します。環境省、国土交通省、農林水産省、総務省の四省合同での政策の検討が進められています。

◎浄化槽ビジョンの見直し

◎協議会設立のさらなる推進と、災害協定（広域災害協定を含む）の推進

1 全浄連の新たな 1 年へ向けての今年度の主な事業

（1）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換のより強力な推進

- ① 年間五万基、二十年間で百万基の転換を達成。
- ② 行政の所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽へのより強力な転換推進。

（2）全国の都道府県における協議会の設立

市町村による浄化槽管理者に対する維持管理費への支援。

（3）浄化槽システムの脱炭素化推進事業の継続とその充実

本補助事業は、2017 年度より省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業実施要領に基づき、既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業を実施する者に対して、補助金を交付する事業として行われてきた。

「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」として、既設の中大型合併処理浄化槽にかかる、省 CO₂ 型の高度化設備の導入・改修等に対して、1 / 2 を補助する予定である。

全浄連としては、2026 年度においても本事業執行団体の公募に応募し、採択された際には、本事業の運営取組を引き続き執行する。

（4）浄化槽台帳整備の更なる推進及び業界全体のデジタル化の推進

2019 年度の浄化槽法改正により、知事等に浄化槽台帳の作成及び管理が義務付けられたことを受け、2026 年度は、「浄化槽情報基盤整備事業」、さらに自治体への浄化槽台帳システム事業新規受注先の開拓を図る。

また、点検や清掃の実施報告を電子データで行政に報告することが義務づけられるようになることから、新規事業として、保守点検・清掃記録作成と行政への報告デジタル化を行うシステムを構築し提供を行う。

（５）浄化槽コンサル事業

- ① 人口減少、災害、老朽化にともなう、下水道・集落排水施設から浄化槽への転換。
- ② 浄化槽を活用した避難所トイレシステムの提案

（６）浄化槽に関する情報の収集、発信（ホームページ・全浄連ニュースの充実）

浄化槽がより一層の普及整備促進につながることを目的とし、ホームページ及び出版物等により広報活動や、環境教育等による啓発を推進する。

また、小中高生の浄化槽への認識を高めるための環境教育事業の一環として、「浄化槽」を小中高の教科書に採用されるよう運動を進める。

２ 継続事業

（１）機能保証制度事業

- ① 機能保証制度の趣旨の徹底と、引続き「機能保証制度の見直し」により、制度の有効活用・運用を図る。
- ② 機能保証制度の周知と、保証登録実績向上策の推進。
「保証登録実績」向上のため、改めて機能保証制度の周知策と保証登録実績向上策を検討し、一層の推進を図る。

（２）管理士研修会事業

2019年度の浄化槽法改正により、浄化槽管理士に対する研修機会の確保が義務付けられた。これを受け全浄連においては、2020年度より、研修会運営システムを導入し、全国の都道府県が条例により開催する研修会に対し、日本環境整備教育センターとの連携のもと研修会システムの運営管理、関係機関との調整、研修教材の作成、講師派遣などの研修会運営業務を開始した。

2026年度も引き続き、研修会運営業務における全浄連方式の採用を全国的に展開すべく推進に努める。

（３）浄化槽設備士研修会

2026年度、全浄連が主催する浄化槽設備士研修会を、国交省、環境省からの後援を受け開催する。

（４）環境省委託事業（トップセミナー等）

2015年度より、主として市町村長、市町村議会議員等の地方公共団体の政策決定に携わる者並びに浄化槽等行政関係者を対象に、経済的・効率的な生活排水処理施設として、浄化槽の特徴や、地域の実情にあった生活排水処理施設の整備手法を選択するための提案・説明を行い、理解を得ることを目的として、トップセミナーが開催されてきた。

2025年度本事業においては、新潟県及び大分県において浄化槽トップセミナーを開催した。

2026年度本事業においても、全浄連が応札し、落札した際には、本事業の運営取組を行う予定である。

（５）教育センター協力事業

教育センターが主催する、浄化槽管理士、設備士、技術管理者の試験・講習会の運営協力を行う。

（６）水環境保全事業（NPO/学生を対象）

2007年度より、「水環境保全助成事業」を実施し、「住民への生活排水処理に関する知識の啓発」

等に寄与している。

小中高大生の浄化槽への認識を高める環境教育事業や、各種団体への助成を拡充するなど、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを助成する当事業の充実を図る。

積極的に外部の団体・個人に対する助成を強化していく。

(7) 出版物事業

(8) 定款・諸規程の見直し

定款・諸規程については、全浄連の組織運営において重要な役割を担っているが、現在まで軽微な変更を行ってきた。今後、組織強化を図るため見直しを推し進める。

3 今年度、新たに取り組む事業

(1) 浄化槽維持管理記録の DX システム事業

今後は、点検や清掃の実施報告を電子データで行政に報告することが義務づけられるようになることから、保守点検・清掃記録作成と行政への報告デジタル化を行うシステムを構築し提供する。

4 今後の課題

(1) 浄化槽の信頼向上（警報装置・設置者とのコミュニケーション）

(2) 浄化槽の技術向上（ディスポーザー対応）

(3) 廃棄浄化槽のリサイクル

5 全浄連 決議案、要望書について 要望活動の推進

「環境にも財政にも優しく、災害にも強い浄化槽」の普及整備を促進するため、全浄連および会員団体は、「浄化槽設置整備事業を推進するための具体的な取り組み」について、国、国会議員、都道府県・市町村の理解と支援を得るための要望活動等を推進する。

併せて、「地方創生」が喫緊の課題であるため、「浄化槽の整備は、地方創生の趣旨に沿う事業であり、自治体財政の破綻を防ぐとともに、さまざまな地方創生の原資の確保につながる」ことから、全浄連の各地区協議会における活動と連携して、浄化槽の普及整備を促進する。

(1) 単独から合併への転換の強力な推進

行政の所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽へのより強力な転換推進。

(2) 法に基づく維持管理の徹底に向けた制度面・財政面の取組強化

法定検査・保守点検・清掃の100%実施を目指す。

(3) 人口減少等を踏まえた集合処理から浄化槽への転換を後押しするための制度的・財政的支援

(4) 大規模災害に備えた体制整備への支援

(5) 浄化槽台帳整備の更なる充実に向けたデジタル化推進に対する財政的支援

(6) 浄化槽を活用した防災拠点・避難所 トイレシステムの導入支援

(7) 浄化槽システムの脱炭素化推進に向けた二酸化炭素排出抑制対策補助事業の充実及び継続

(8) 浄化槽設備士の技術力の向上と建設業における浄化槽工事業の新設を要望する

(9) J I S 処理対象人員算定基準の見直し

建築基準法における「し尿浄化槽」の「し尿」の削除について